

平成20年9月24日

社会保障審議会 障害者部会  
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会  
副理事長 大濱 真

## 障害者自立支援法の報酬・基準改定にあたって

障害者自立支援法の法改正および報酬改定等にあたっては、重度障害者等の地域生活を支援する観点から、訪問系サービス等について、サービス支給量とサービス提供の基盤整備の両面について、改善に向けた取り組みが必要だと考えます。

### 1. 訪問系サービスの支給量について

(1) 市町村が「必要な人に必要なサービスを」という法の理念に則って適切な支給決定が行えるように、国庫負担基準の廃止によって、市町村が支弁した費用の全額を国庫負担の対象とする必要があります。

平成20年7月15日提出の当会資料のp.p.7-17

(2) 25%負担が重く圧し掛かってしまう小規模市町村等に対して国が直接財政支援を行うことについて、検討が必要だと考えます。

平成16年10月12日「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案について)」における調整交付金構想(都道府県経由での財政調整)

(3) ケアホームの身体障害者への対象拡大については慎重な検討が不可欠であると考えます。

平成20年7月15日提出の当会資料のp.18

### 2. 訪問系サービスの提供基盤の整備について

(1) 重度訪問介護について、「支給決定を受けたのにサービスが利用できない」という問題を解決するために適切な報酬単価が不可欠です。

平成20年7月15日提出の当会資料のp.p.4-6

(2) 居宅介護について、ヘルパー3級の従事資格を今後も継続すべきだと考えます。

ピアヘルパーの取り組み

### 【別添】

資料 読売新聞 平成20年9月2日付朝刊

資料 朝日新聞(大阪本社版) 平成20年9月18日付朝刊

資料 朝日新聞(大阪本社版) 平成20年9月19日付朝刊

